

EUの経済安全保障と日本企業

早稲田大学大学院法務研究科教授／21世紀政策研究所研究主幹

須網隆夫
すあみ たかお



EUの経済安全保障戦略の変遷

経済的威圧の抑止、サプライチェーンの脆弱性への対応など、経済安全保障は、近時、EUにおいても重要な政策課題となっている。すでにEUは2010年代前半、外交・安全保障政策の面で「戦略的自立」を目指すことを掲げた。

2010年代後半には、米国のトランプ政権の保護主義的政策、中国の積極的な拡張政策を受けて、戦略的自立の対象は経済政策にも広く及ぶようになる。そのため2019年には、安全保障上の懸念が生じる外国直接投資の審査について、EUレベルで欧州委員会・加盟国間の協力メカニズムを定める「外

国投資スクリーニング規則」が、また2022年には第三国がEU内で活動する企業に与える補助金を審査する「外国補助金規則」がそれぞれ制定され、法制度の整備が図られていく。そして、2022年のロシアのウクライナ侵略は、エネルギーをロシアに大きく依存していたEUに、エネルギー面での自立の必要性を痛感させただけではない。EUは、

新たな地政学的環境の中で、自らが社会・経済面での全般的危機に直面していることを認識し、従来の戦略的自立を強化する戦略として経済安全保障を位置付けた。EUは、米国・日本と同様に、安全保障を補完する経済安全保障に正面から取り組むに至ったのである。

EUによる経済安全保障上のリスク特定と対抗措置

EUの経済安全保障戦略の柱は、第1に競争力の強化、第2に経済安全保障上のリスクへの対処、第3に同志国との協調であり、欧州委員会は、経済安全保障に係るリスクを四つの分野(①サプライチェーンの危機、②重要インフラへの物理的・サイバー攻撃、③先端技術の保護・技術漏えい、④経済的依存の武器化または経済的威圧)と特定している。そしてEUは、EU域内市場を利用したEU産業の競争力強化を前提に、これらの危機に対応するEU立法の提案・制定を精力的に進めている。

①のサプライチェーンの危機対応能力強化には、「重要原材料規則」(2024年制定)が重要である。重要原材料(エネルギー・農産品を除く)の特定第三国への依存は、EU企業のサプライチェーンの強靱性・持続可能性を損なうリスクであるところ、同規則は、気候変動政策(GX)・デジタル政策(DX)の推進に不可欠な重要原材料(コバルト、ガリウム、ゲルマニウム、リチウム、マグネシウム、磁石用レアアースなど)の安定的確保のために、EU内での重要原材料の採掘、加工・精錬、リサイクルを促進するとともに、域外第三国への依存を信頼できる貿易相手との協力強化により低下させようとする。

②の重要インフラ保護のためには、域内市場経済を支える電力・ガスをはじめとするインフラの危機対応能力を強化する「重要施設レジリエンス指令」(2022年制定)に加えて、サイバーセキュリティの欠陥から使用者、消費者を保護する「サイバーレジリエンス規則案」(2022年提案)、サイバーリスクの評価、対応を定める「サイバー連帯規則案」(2023年提案)が各提案され、審議が進んでいる。

③の先端技術の保護については、欧州委員会は、外国企業のEU子会社による域内投資への規制対象の拡大、全加盟国におけるスタ

リーニングの義務付けなど、前述の「投資スクリーニング規則」を大幅に強化する規則案(2024年提案)の提案、「軍民両用(デュアルユース)製品の域外輸出を規制する規則」(2021年制定)の改善・アップデートなどに加え、对外投资の一部として先端技術・ノウハウが流出する危険への対処を新たに検討し始めている。なお技術安全保障の文脈では、EUが、EUの価値と整合する国際標準化を進めることを戦略としていくことにも注意が必要である。標準化は、技術開発に影響するソフトパワーであるからである。

④については、経済的依存は、依存している第三国の動向により、容易に安全保障上の危機に転換しかねない。トランプ政権時の米国による貿易制限、リトアニアの台湾事務所開設に対する中国の禁輸措置などを念頭に置き、EUが制定したのが「経済的威圧規則」(2023年)である。同規則は、第三国による貿易または投資制限を事前に抑止するとともに、そのような事態が生じた場合のEUの対抗措置(新たな関税の賦課など)、それに至る欧州委員会の手続きを規定している。

日本企業への影響

EUと「経済連携協定(EPA)」とともに

「戦略的パートナーシップ協定(SPA)」を締結し、基本的人権、法の支配など立憲主義的価値の共有を明らかにしている日本は、EUの同志国である。EUの経済安全保障の一つの柱は、同志国との関係強化である。したがって、EU・日本間のサプライチェーンは、原則として懸念の対象とはならず、EU市場への日本企業のアクセスは、引き続き維持される。ただし、EUの経済安全保障関係諸立法は、特定の第三国に対してのみ適用が可能なわけではない。そのため、それが日本企業にも必ずしも無関係ではないことに注意すべきである。例えば、前述の外国補助金規則は、経済安全保障の枠組みに位置付けられており、中国の国営企業を主に想定して制定された立法である。しかし同規則は、域内市場における経済活動に従事する事業者に与える補助金により引き起こされる、競争の歪曲に対応するものである。日本政府がいくつかの分野で国内事業者に財政支援を行っていることに留意すれば、それら支援を受けた企業が、EU域内で合併・買収を行い、またはEU内の政府調達に参加しようとする場合、規則が適用される事態が生じる可能性は否定できないだろう。